

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		見沼田圃土地利用申出事務
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針
条 項		第 3 土地利用の基準
所 管 課		都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課 電話：048-829-1413
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	埼玉県が策定した「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、見沼田圃区域における土地利用のうち審査対象行為とされているものについて、「第 3 土地利用の基準」に照らして行政指導を行なう。なお、平成 1 5 年に埼玉県と協定を締結して市が処理するとされている事務以外については、県が処理する。
	備 考	